

第16号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（軌道停留場）

(令和3年度)

住 所 大阪市住吉区清水丘三丁目14番72号
 事業者名 阪堺電気軌道株式会社
 代表者名 取締役社長 今中 雄一

II. 軌道停留場の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる軌道停留場	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
なし	なし
前年度の計画からの変更内容	
なし	

III. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	—
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理している、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	<input type="radio"/>

住 所
事 代
業 者
者 名

大阪市住吉区清水丘三丁目14番72号
阪堺電気軌道株式会社
取締役社長 今中 雄一

I. 軌道停留場の移動専用化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和4年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用停留場	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有体留停場、無人停留場の別	公共交通機関等の運送省令適合の有無	差への対応	乗降場の段数	段差が解消されている乗降場の段数	エレベーターの設置基準	エスカレーターの設置数	その他の搭載基準	傾斜度数	斜面数	視覚障害者の説明装置の有無	案内設備の有無	障害者対応設備の有無	害虫改修の有無	障害者対応設備の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の設置の有無
				都道府県 22区・都・市・市・市	人						基	基	基	箇所								
阪堺電気軌道	恵美須町	阪堺	線	大阪府 大阪市 淀区	371 人 ○		○	1	1	基	基	基	箇所 ○	—	—	—	—	—	—	○		
阪堺電気軌道	新今宮駅前	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	554 人 ○			2		基	基	基	箇所	—	—	×	—	—	—			
阪堺電気軌道	今池	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	50 人 ○			2		基	基	基	箇所	—	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	今船	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	69 人 ○			2		基	基	基	箇所 1	—	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	松田町	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	81 人 ○			2		基	基	基	箇所 1	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	北天下茶屋	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	74 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	天王寺	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	114 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	天神ノ森	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	100 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	東玉出	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	40 人 ○			2		基	基	基	箇所	—	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	堺西	阪堺	線	大阪府 大阪市 西成区	101 人 ○			2		基	基	基	箇所	—	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	東粉浜	阪堺	線	大阪府 大阪市 住吉区	51 人 ○			2		基	基	基	箇所	—	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	住吉	阪堺	線	大阪府 大阪市 住吉区	709 人			3		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	住吉鳥居前	阪堺	線	大阪府 大阪市 住吉区	868 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	鶴井川	阪堺	線	大阪府 大阪市 住吉区	614 人 ○			2		基	基	基	箇所 1	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	安立町	阪堺	線	大阪府 大阪市 住吉区	800 人 ○			2		基	基	基	箇所 1	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	我孫子道	阪堺	線	大阪府 大阪市 住吉区	2,521 人			4		基	基	基	箇所 4	箇所	—	×	—	—	—			
阪堺電気軌道	大和川	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	104 人 ○		○	2	2	基	基	基	箇所 2	箇所 ○	—	—	—	—	—	○		
阪堺電気軌道	高須神社	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	376 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	緑ノ町	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	427 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	神明町	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	311 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	妙国寺前	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	203 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	花田口	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	384 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	大小路	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	632 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	宿院	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	501 人 ○ ○ ○			2	2	基	基	基	箇所 2	箇所 ○	—	—	—	—	—	○		
阪堺電気軌道	寺地町	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	324 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	押波前	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	356 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	東漁	阪堺	線	大阪府 堺市 堺区	860 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	右津北	阪堺	線	大阪府 堺市 西区	361 人 ○ ○ ○			2	2	基	基	基	箇所 2	箇所 ○	—	—	—	—	—	○		
阪堺電気軌道	石津	阪堺	線	大阪府 堺市 西区	329 人 ○			2		基	基	基	箇所 1	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	船尾	阪堺	線	大阪府 堺市 西区	523 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	浜寺駅前	阪堺	線	大阪府 堺市 西区	740 人 ○			3	2	基	基	基	箇所 1	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	天王寺駅前	阪堺	線	大阪府 堺市 阿倍野区	9,314 人 ○			1	1	基	基	基	箇所 0	箇所 ○	—	—	○	—	—	○		
阪堺電気軌道	阿倍野	上町	線	大阪府 大阪市 阿倍野区	1,780 人 ○		○	2	2	基	基	基	箇所 2	箇所 ○	—	—	—	○	—	○		
阪堺電気軌道	松虫	上町	線	大阪府 大阪市 阿倍野区	922 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—	○		
阪堺電気軌道	東天下茶屋	上町	線	大阪府 大阪市 阿倍野区	1,285 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	坂道	上町	線	大阪府 大阪市 阿倍野区	2,071 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	帝塚山4丁目	上町	線	大阪府 大阪市 住吉区	1,324 人 ○			2		基	基	基	箇所	—	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	帝塚山4丁目	上町	線	大阪府 大阪市 住吉区	891 人 ○			2		基	基	基	箇所 2	箇所	—	—	—	—	—			
阪堺電気軌道	神ノ木	上町	線	大阪府 大阪市 住吉区	558 人 ○			2		基	基	基	箇所	—	—	—	—	—	—			
(合計) 40 ***					37 ***	2 ***	6 ***	82	12	1 1 ***	0 0 ***	0 0 ***	箇所 5	箇所 6 ***	40 ***	0 ***	0 ***	0 ***	0 ***	6 ***		

(第16号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

(令和3年度)

住 所 大阪市住吉区清水丘三丁目14番72号

事業者名 阪堺電気軌道株式会社
代表者名 取締役社長 今中 雄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両の更新 (1101形車両)	移動等円滑化基準に適合していない老朽化した車両について、車両更新に併せて当該基準にさせていく。2031年度までに計7編成導入する予定。（既に低床式車両4編成導入済）	更新なし

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講すべき措置の実施状況

—

- (3) 報告書の公表方法

当社ホームページ

- (4) その他

—

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和4年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通(その他)	35 編成 43 (両)	4 編成 12 (両)	4 編成	0 編成	0 編成	31 編成	4 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (丂)	編成 (丂)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	35 編成 43 (丂)	4 編成 12 (丂)	4 編成	0 編成	0 編成	31 編成	4 編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	—
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第5号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 「特急等車両」とは、軌道法施行規則第21条第2項で第2号に規定する料金を適用する車両として運用される比率が多い車両とする。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。